

北海道工業大学ハラスメント対策に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道工業大学(以下「本学」という。)の学生および教職員一人ひとりが個人として尊重され、快適な環境のもとで勉学、教育・研究および職務を遂行できるよう、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント双方の防止および対応について必要なことを定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる者に適用するものとする。

- (1) 本学に在籍する学生
- (2) 本学において就労する専任、非常勤、臨時の教職員および外部委託の勤務者

(定 義)

第3条 セクシャル・ハラスメントとは、相手の意に反して行われる性的な内容の発言または行動を意味し、主として次のようなことをいう。

- (1) 地位または権限を利用し、性的要求への服従または拒否を理由に、相手に対し利益または不利益を与えること
- (2) 教育・研究環境および職場環境等を悪化させる性的な言動をすること
- (3) 掲示物等により、不快な念を抱かせるような環境を作り出すこと
- (4) インターネットおよび他の手段により、該当者および受信者の尊厳を損なう性的情報を送りつけること

第4条 アカデミック・ハラスメントとは、大学における地位および権限を利用し、他人の正当な権利を侵害する行為または脅しを意味し、主として次のようなことをいう。

- (1) 正当な理由もなく教育を受ける権利を抑圧すること
- (2) 地位または権限を利用し、教育・研究する権利を不当に制限すること
- (3) 地位または権限を利用し、働く権利を不当に制限すること
- (4) 地位および立場を利用し、職務と係わらない人格権、自己決定権を侵害すること

(人権委員会)

第5条 セクシャル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントに関する申告者への対応および救済等に対処するため、北海道工業大学教員組織規程第14条に基づき人権委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会に必要な事項は、別に定める。

(相談窓口)

第6条 セクシャル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントに関する相談等に対応するため、相談窓口を設ける。

- 2 相談窓口は各委員とし、氏名等を公表するものとする。
- 3 委員は、相談の申し出があった場合は、複数の委員により相談内容を聞き取り、その結果を速やかに委員長に報告しなければならない。

(措 置)

第7条 学長は、事案発生に伴う調査結果の報告を受けた場合、申告者および被申告者に対し、必要な措置を講ずる。

- 2 当事者が学生の場合には、学生サポートセンターに対し当該学生の措置についての検討を付託し、教職員の場合には、学園就業規則に基づき、理事長に調査結果を報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 セクシャル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントの対応にかかわるすべての者は、申告者ならびに被申告者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、知り得た内容を他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

付 則

1 この規程は、平成 19年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、「北海道工業大学セクシャル・ハラスメント対策に関する規程」(平成12年4月1日施行)は廃止する。

1 この規程の改正は、平成 21年4月1日から施行する。